

「安」の重点施策 総合相談支援のしくみづくり

支援のしくみ(検討の場と支援の方向)

第1層

保健医療福祉関係者
(保健・医療・福祉の各種団体)

総合相談支援センター

社会福祉施設・医療関係者・保健師・
法律専門職・社会福祉協議会

支所ふくし相談
支援センター

専門職相談支援
ソーシャルワーカー
ケアマネジャー

サービス提供事業者・支援者・
ケアマネジャー

福祉
110番

地域支援者会議

第4層

民生委員児童委員・自治会長・
近隣ボランティア・住民自治協議会など

参

高参加・高福祉

基本目標

地域福祉に関する活動への
住民参加の促進

地域のなかで「安全・安心」を確保するためには、市民の「参加」が欠かせません。地域福祉計画では、「高福祉」を獲得する手段は「高負担」だけではないという発想を持ち、市民一人ひとりの「知恵」と「汗」を結集し、市民主体のまちづくりを推進することで、「高福祉」を実現することを目指します。

「参」の重点施策 福祉学習の体系化による 市民力の育成

地域福祉教育推進プラットフォーム(イメージ)

福祉学習サポーター

育成

中間支援NPO

大学

名張市社協
ボランティアセンター

県(NPO担当)

伊賀市
伊賀市市民活動
支援センター

伊賀市社協
伊賀市ボランティア・
市民活動センター

地域福祉教育推進プラットフォーム



福祉でまちづくり

基本目標

住民の活動支援施策の充実

これまでの福祉の考え方は、「困っている人を助けてあげる」という慈恵的なもので、地域にとっては負担感がありました。しかし、地域のさまざまな生活課題を解決していくための行動を事業として展開していったらどうでしょうか。地域の福祉ニーズをコミュニティ・ビジネスに結びつけていくという「逆転の発想」です。これは市民の社会福祉活動を地域再生の柱のひとつに導くことも可能となります。まさに、伊賀流ならではの「どんでん返し」の考え方なのです。

「転」の重点施策 地域福祉型 福祉サービスの創設

地域福祉型福祉サービスのあり方(イメージ)

- その人らしい生活の確保
- 家族、友人、隣人、
地域社会との関係の確保
- 必要な専門的ケアの確保

相互に影響

担い手としての地域社会
(運営の責任者としての地域社会)
支え手としての地域社会
地域住民のあらゆるニーズ・
相談の受け止め



協働のしくみ

基本目標

協働のしくみの構築

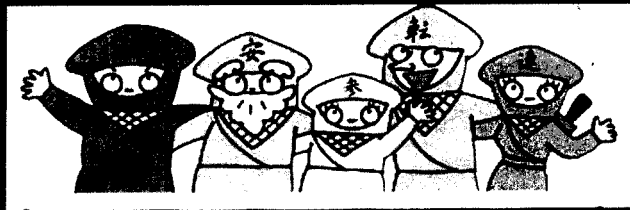
地域福祉計画は、市や市民、社会福祉協議会、社会福祉法人、各種団体、機関などが「連携」し「協働」して取り組む必要があります。この地域福祉計画では、福祉に限定せず、多様な個人、機関や団体、地域組織が、「プラットフォーム」を形成することで、行政と市民関係者との「パートナーシップ」による、地域の特性を持った住民自治活動が展開されていきます。

「連」の重点施策 市民と行政の 協働関係の構築

多様な組織間の信頼関係の醸成と相互に連携・協力しやすい環境づくり

市民の自発性を尊重し、多様な活躍の受け皿をつくる取り組み

多様な主体が公共サービスを支えるための財政的な自立を促す取り組み



進行管理

地域福祉推進本部の設置

計画に基づく施策を推進するために、新たに市と社協による「地域福祉推進本部」を設置し、保健・福祉のほか防災・市民生活・産業・教育などの関連する部局や関係機関との連携・協力のもと、必要な部会を設置します。

地域福祉計画推進委員会の設置

市民参画のもとに地域福祉を推進するために、市民や社会福祉関係団体などで構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置します。この委員会では、必要な部会を設置し、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、住民自治協議会などとの連携を図りながら、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

啓発推進の展開

- 計画の普及啓発
 - 広報、ホームページへの掲載
 - ダイジェスト版の全戸配布
 - 子ども版（ユニバーサルデザイン版）の作成
- 地域福祉講演会の開催（6地域福祉圏域）
- 地域福祉計画地区説明会の開催（38福祉区）
- 地域福祉計画推進テーマ別部会の開催

地域福祉計画推進テーマ別部会の内容

- ……地域自治推進検討部会
- 安……総合相談支援検討部会
 - ・交通問題検討部会
- 参……地域福祉教育推進プラットフォーム検討部会
- ……地域福祉型福祉サービス検討部会
 - ・コミュニティビジネス検討部会
- ……協働のしくみづくり検討部会

地域福祉計画の実践イメージ

生活の 見守り 民生委員児童委員 連携・協働
 困りごと 近隣住民・福祉委員(仮称) など

相談 相談

自治会 福祉110番
 住民自治協議会 支所ふくし相談支援センター など

●地域福祉型福祉サービス
 ●ふれあい・いきいきサロン
 ●住民参加型在宅福祉サービス など

コミュニティ・ビジネスの創造

しあわせに暮らせる地域

計画の評価と計画期間

市民参加のもと、地域福祉計画推進委員会において施策の実施、評価を行います。そして、計画・実施・評価の情報を市民にわかりやすく公表します。計画期間は平成22年度までの5年間ですが、3年目の平成20年度に計画の見直しを行います。

5つの理念、それぞれの頭文字を並べ替えると...

Tomo An Ten Ren → **TART**

「START」。すなわち伊賀流地域福祉が、ここから始まるのです!

伊賀市

平成18年度～平成22年度

地域福祉計画

あいしあおう しあわせプラン

ダイジェスト版

共

安

参

転

連

伊賀市

伊賀市地域福祉計画の考え方

序ノ巻

地域福祉は、忍法のように術を“パツ”とかければ、よくなるわけではありません。そう、地道な努力が必要なのです。

地域福祉計画は、市民一人ひとりが住み慣れたまちで、いつまでも安心して、ともに助け合って暮らせるよう、地域の福祉課題（困りごとや問題）を「市民」「事業者」「社会福祉協議会（以下社協）」「市（行政）」などがともに考え、どうしたらその課題を解決できるのかを話し合い、協力のしくみや取り組みの方向性・方法をまとめた実践の道すじなのです。いわば、「地域のしあわせづくりの秘伝書」です。



伊賀流地域福祉計画ノ巻

其ノ一 地域の個性をまちづくりに

平成16年に合併した伊賀市においては、これから、市民としての一体感（協力し合う気持ち）を育むとともに、一方で合併したすべてのまちが画一的（いわゆるみんな同じ）ではなく、地域の個性を生かしたまちづくりも必要です。

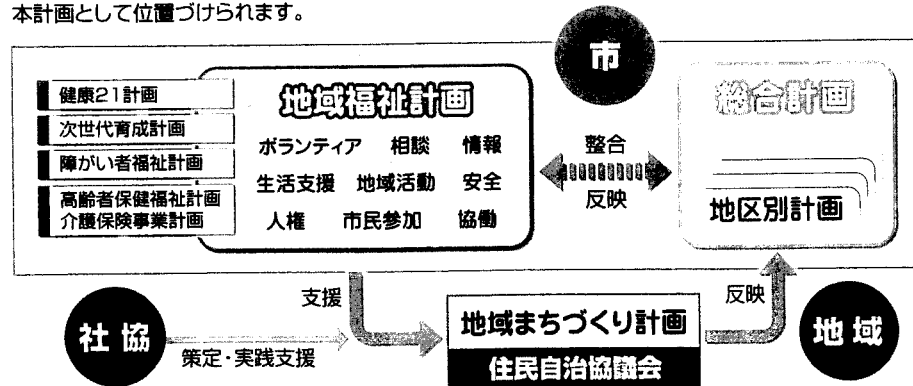
地域福祉計画では、市民の参加を得て、伊賀市全体としてどのような「福祉のまち」をめざすのか、そのためには市民・事業者・社協・市がどのような役割を担うのか書かれています。それを受けて、「住民自治協議会」*で策定される「地域まちづくり計画」で、地区の現状に合わせた具体的な地域の取り組みが行われます。

なお、「地域まちづくり計画」の内容は、市の総合計画に反映されます。

*「住民自治協議会」は、「伊賀市自治基本条例」に基づき設置される、地域の意思決定や事務・管理を行う組織です。

其ノ二 地域福祉がつなぐそれぞれのしあわせ

「地域福祉計画」は、障がいのある人や高齢者、子どもなどといった限定的な福祉の分野にとどまることなく、それらを横断して共通する地域生活の課題（ボランティアの推進・相談・情報・生活支援・安全・人権・市民参加・協働など）に対して、取り組みや連携の仕方などを定めている、社会福祉の基本計画として位置づけられます。



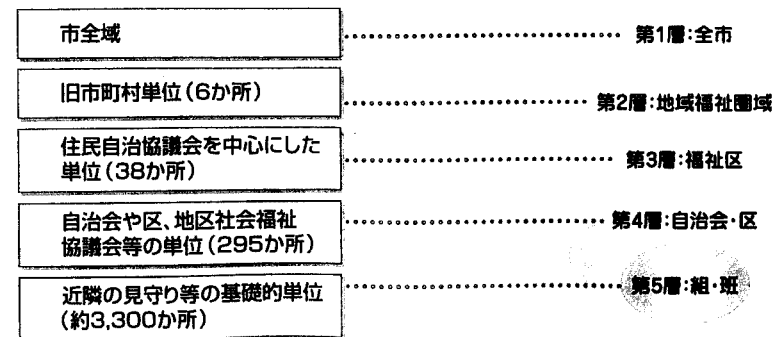
伊賀流地域福祉五道ノ巻

その昔、伊賀流忍者の里であった伊賀地域。今も語り継がれる「忍者五道」の「食」「香」「葉」「氣」「体」にちなみ、地域福祉計画を策定するにあたって、「共」「安」「参」「転」「連」という5つの柱を基本理念として位置づけました。「共→新しい自治」「安→安住の地域づくり」「参→高参加・高福祉」「転→福祉でまちづくり」「連→協働のしくみ」というそれぞれの柱に込められた意味のもと、地域福祉のために市や社協が何をしていくのか、事業者に何が求められているのか、市民がどのように参加していくのか具体的示されているのです。これからの伊賀市の地域福祉を支える、いわば「伊賀流地域福祉五道」です。



地域圏域五層ノ巻

市民が福祉に参加して課題を解決するためには、一定の範囲を考慮する必要があります。例えば、身近な地域での活動といっても、支援を必要とする人の発見や見守り、声かけについては隣近所の住民が協力して行うのが望ましいものの、個人では解決できない生活問題については、自治会や福祉区、地域福祉圏域での組織的あるいは専門的な関わりが必要になることもあります。そのため、地域福祉計画では、地域の単位を五層に設定し、各層でサービスや活動をどのように展開するかを定めています。こうすることで、地域の隅々まで効率的に行きわたる福祉をめざします。



★ 進行管理ノ巻

伊賀流地域福祉五道を身につけたら、次は実践あるのみです。すなわち、計画をつくるだけでなく、それをどうやって動かしていくかが肝心なところだといえます。そのため、「地域福祉推進本部」「地域福祉計画推進委員会」を設け、市民、そしてあらゆる機関・団体が計画に参画し推進していきます。推進本部と推進委員会は、連携・協力し、計画に記載した項目に関する推進方法の確認・検討を踏まえ、計画推進の実施計画を策定します。

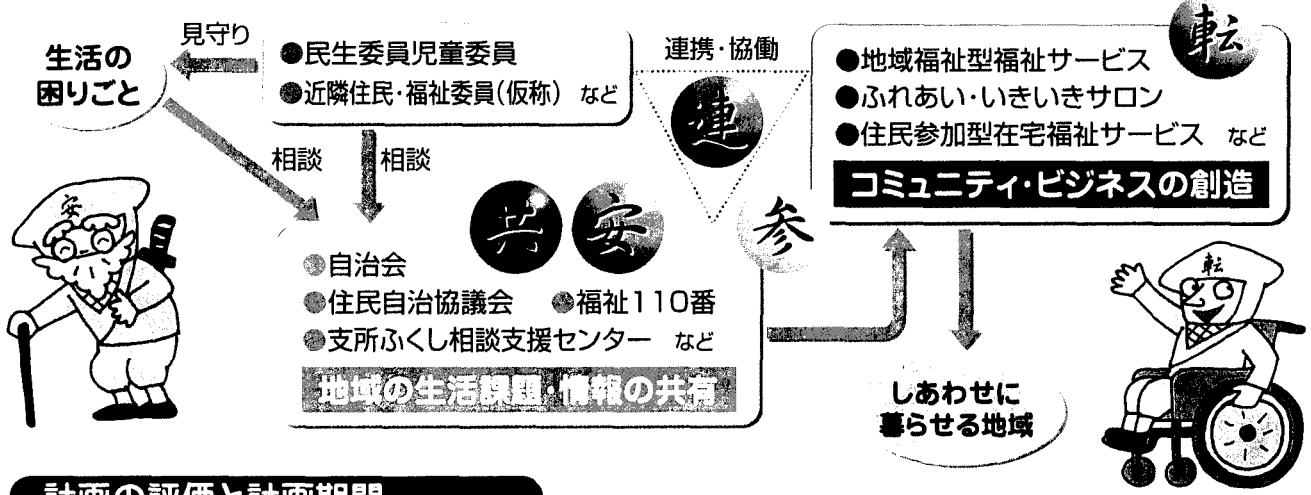
地域福祉推進本部の設置

計画に基づく施策を推進するために、新たに市と社協による「地域福祉推進本部」を設置し、保健・福祉のほか防災・市民生活・産業・教育などの関連する部局や関係機関との連携・協力のもと、必要な部会を設置します。

地域福祉計画推進委員会の設置

市民参画のもとに地域福祉を推進するために、市民や社会福祉関係団体などで構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置します。この委員会では、必要な部会を設置し、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、住民自治協議会などとの連携を図りながら、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

地域福祉計画の実践イメージ



計画の評価と計画期間

市民参加のもと、地域福祉計画推進委員会において施策の実施、評価を行います。そして、計画・実施・評価の情報を市民にわかりやすく公表します。計画期間は平成22年度までの5年間ですが、3年目の平成20年度に計画の見直しを行います。

伊賀市地域福祉計画に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

伊賀市健康福祉部高齢障害課 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116 TEL:0595-22-9657 FAX:0595-22-9662 E-mail:kourei@city.iga.lg.jp	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 〒518-0869 三重県伊賀市上野中町2976-1 上野ふれあいプラザ3階 TEL:0595-21-5866 FAX:0595-26-0002 E-mail:info@hanzou.or.jp
---	--

伊賀市地域福祉計画の全文をご覧になりたい場合は、下記ホームページまでアクセスしてください。
 伊賀市ホームページ <http://www.city.iga.lg.jp/> 伊賀市社会福祉協議会ホームページ <http://www.hanzou.or.jp/>

共 安 参 転 連

5つの理念、それぞれの頭文字を並べ替えると…

Tomo An San Ten Ren → START

「START」。すなわち伊賀流地域福祉が、ここから始まるのです！

伊賀市地域福祉計画の体系

理念 本計画を支える5つの柱



新しい自治

基本目標

ともに育む伊賀流自治の創造

「共」というキーワードには、自治基本条例に位置づけられている「新しい時代の公共」や「情報の共有」、外国籍住民との「多文化共生」、差別や偏見をなくす人権都市としての「共同参画」といった理念が含まれています。



安住の地域づくり

基本目標

安心して暮らせるための福祉サービスの推進

「安」というキーワードには、「安心」「安全」という理念のほか、できるだけ市民に経済的な負担をかけない「安価」、高齢者や障害のある人、児童といった制度の縦割りで考えるのではなく、生活課題をもつすべて人にとって使いやすい、暮らしやすいという考え方、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の意味での「安易」という理念があります。そして、伊賀市を「安住」の地として「安らぎ」を持って暮らしていけるまちにしたいという思いが込められているのです。



高参加・高福祉

基本目標

地域福祉に関する活動への住民参加の促進

地域のなかで「安全・安心」を確保するためには、市民の「参加」が欠かせません。地域福祉計画では、「高福祉」を獲得する手段は「高負担」だけではないという発想を持ち、市民一人ひとりの「知恵」と「汗」を結集し、市民主体のまちづくりを推進することで、「高福祉」を実現することを目指します。



福祉でまちづくり

基本目標

住民の活動支援施策の充実

これまでの福祉の考え方は、「困っている人を助けてあげる」という慈恵的なもので、地域にとっては負担感がありました。しかし、地域のさまざまな生活課題を解決していくための行動を事業として展開していったらどうでしょうか。地域の福祉ニーズをコミュニティ・ビジネスに結びつけていくという「逆転の発想」です。これは市民の社会福祉活動を地域再生の柱のひとつに導くことも可能となります。まさに、伊賀流ならではの「どんでん返し」の考え方なのです。



協働のしくみ

基本目標

協働のしくみの構築

地域福祉計画は、市や市民、社会福祉協議会、社会福祉法人、各種団体、機関などが「連携」し「協働」して取り組む必要があります。この地域福祉計画では、福祉に限定せず、多様な個人、機関や団体、地域組織が、「プラットフォーム」を形成することで、行政と市民関係者との「パートナーシップ」による、地域の特性を持った住民自治活動が展開されていきます。

基本施策

理念を踏まえた分野ごとの方針

共・安・参・転・連 を包含する『新しい自治』の創造

地域密着型総合相談支援システムの構築

安全に暮らせる防犯・防災・交通システムの確立

権利擁護の地域ケアシステムの構築

公的福祉サービスの質の向上と拡充

誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

高参加を実現するための情報発信の促進

地域福祉の担い手となる人材の育成支援

活動団体が活性化するための支援

地域福祉型福祉サービスの創設

コミュニティ・ビジネス創設への支援

小地域活動の活性化

公共情報の共有・連携の強化

地域の自立を促す支援体制の充実

財政的な支援体制の充実

施策

基本施策に基づく具体的な事業メニュー

- 住民自治協議会等の住民自治組織を中心とした新しい公共の創造
- みんなで共有できる情報体制の充実
- 多文化共生社会の構築
- 誰もが尊重される人権文化のまちづくり

- 総合相談支援のしくみづくり
- 福祉区に「福祉110番」を設置
- 相談ネットワークの強化
- 情報提供の推進

- 防犯の取り組み
- 防災の取り組み
- 交通システムの充実

- 権利擁護の推進

- 第三者委員会の設置・連携
- 連携体制の整備
- 苦情相談体制の整備

- 誰もが利用しやすい施設づくり
- 誰もがわかりやすい情報提供
- 誰もが参加しやすいしくみづくり
- ユニバーサルデザインを学ぶ場づくり
- 誰もが使いやすいものづくり

- 情報の収集・発信
- 情報交換の場づくり
- 参加啓発

- 民生委員児童委員活動への理解・支援
- 中高年マンパワーの活用
- 福祉学習の推進
- 地域の助け合い活動の推進と福祉意識の向上

- 活動団体の連携と活性化
- 地域福祉を支える拠点の充実
- 地域福祉の担い手の確保

- 地域福祉型福祉サービスの創設
- 既存の福祉サービスへの地域福祉型福祉サービスの導入
- 地域福祉型福祉サービスを支える環境づくり

- 起業支援
- 起業啓発
- 起業継続への支援

- 地域交流事業の活性化
- 世代間交流事業の推進
- 地域の居場所づくりの促進

- 情報の共有
- 連携の強化

- 支所の支援体制の充実
- 市民活動支援センターの支援体制の充実
- 施設の利用・運営を通じた支援体制の充実

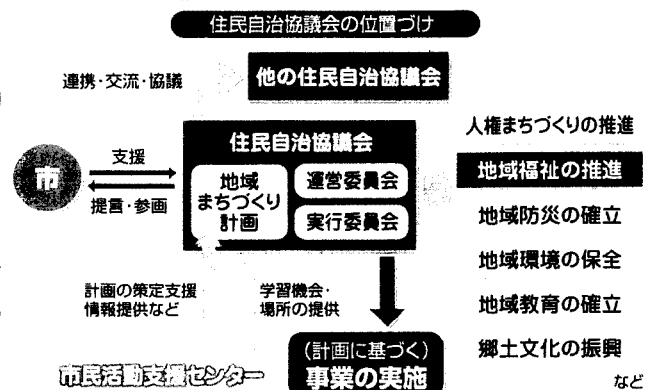
- ルールの明確化
- 財政の支援

「共」の重点施策

住民自治協議会福祉部の連携及び支援

住民自治協議会には、分野別の部会等が設けられることが予定されており、各地域固有の福祉課題に対して、「地域まちづくり計画」に基づいて取り組むこととなります。この「地域まちづくり計画」等の住民自治活動の計画に地域福祉の理念が反映されるよう支援することが、地域福祉計画の大きな目標です。社会福祉協議会の地区担当制を検討し、地域が持つ課題の把握や対応など、計画づくりを積極的に支援します。

また、よりよい問題解決につなげたり、市全体のまとまりができることを期待する意味で、住民自治協議会福祉関係部相互の連絡組織の設置を検討します。



「参」の重点施策

福祉学習の体系化による市民力の育成

地域福祉を市民主体で進めていくには、市民が福祉意識を高め、生涯学習の視点で方法や手段を学んでいく必要があります。そこで、いつでも、誰でも、どこでも福祉を学べる機会と学習内容を提供していくために、「地域福祉教育推進プラットフォーム」を整備し、主に次のような取り組みをめざします。

- ・市の「市民活動支援センター」と、社協の「ボランティア・市民活動センター」との連携によるボランティアコーディネーターの養成
- ・地域福祉圏域（旧市町村）・福祉区への市民活動支援センターによる支援体制の充実

地域福祉教育推進プラットフォーム（イメージ）

福祉学習サポーター

育成

中間支援NPO 大学 名張市社協 ボランティアセンター

県（NPO担当）

伊賀市
伊賀市市民活動
支援センター

伊賀市社協
伊賀市ボランティア・
市民活動センター

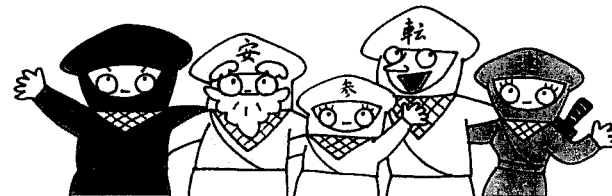
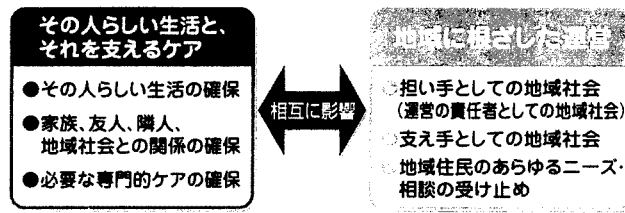
地域福祉教育推進プラットフォーム

「転」の重点施策

地域福祉型福祉サービスの創設

地域福祉型福祉サービスとは、「その人らしい生き方・生活」に着目した総合的・多機能サービスです。特に、新設する場合は、多様な対象者に「通い」「訪問」「一時宿泊」などのサービスを一体的に提供し、在宅生活を支える小規模多機能施設としていきます。また、既存の福祉サービスにも地域福祉型福祉サービスの考え方を取り入れ、機能を拡大・充実させていきます。

地域福祉型福祉サービスのあり方（イメージ）



「安」の重点施策

総合相談支援のしくみづくり

市民がより身近なところで気軽に相談支援を受けることができ、専門的な対応が必要な場合にも適切な専門職が相談支援を行えるよう、圏域の第1～3層において支援体制を整えます。

第1層 ふくし総合相談支援センター（仮称）

- ・地域包括支援センターや障害者相談支援センターの機能を包含し、高齢者、障がいのある人、子ども等各分野の相談機能を集約
- ・市全体における支援施策の検討の場の設置
- ・地域での相談に関する技術的な支援や情報交換の場の設置
- ・支所ふくし相談支援センター（仮称）への助言・指導

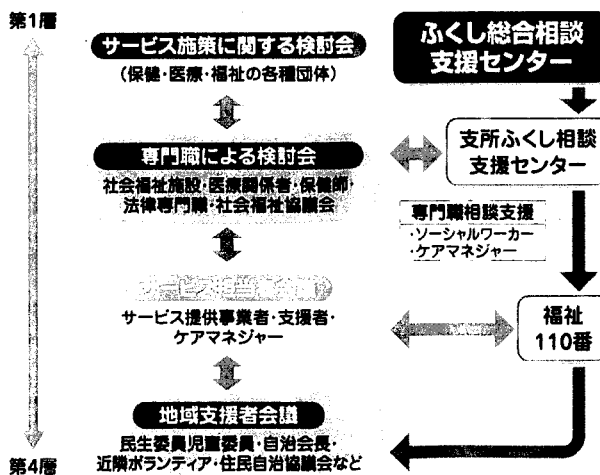
第2層 支所ふくし相談支援センター（仮称）

- ・虐待を被る等の権利擁護が必要な人や、複合的な生活課題を抱える人への支援
- ・支援が必要な人に関する情報の蓄積
- ・相談担当者と保健・福祉分野事業者との連携の場の設置
- ・ふくし総合相談支援センター（仮称）を拠点とした情報の集約・発信

第3層 福祉110番

- ・民生委員児童委員・健康の駅長・相談ボランティア・福祉委員からの通報への対応
- ・本人からの相談への対応

支援のしくみ（検討の場と支援の方向）



「連」の重点施策

市民と行政の協働関係の構築

公共サービスを行政だけではなく、企業・市民・NPO・社協など多様な主体で支える協働関係を構築するには、行政が一方向的に協働のメニューを用意し、行政の仕事を押しつけるのでは成り立ちません。それぞれが対等の立場で協力して役割を分担しあえる関係づくりが重要です。

多様な組織間の信頼関係の醸成と相互に連携・協力しやすい環境づくり

市の業務上の情報を市民からの求めに応じて積極的に提供できる体制を整え、住民自治協議会やNPOなど各種団体との交流・連携の促進などに取り組みます。

市民の自発性を尊重し、多様な活躍の受け皿をつくる取り組み

支所に、市民や住民自治協議会などの活動を支援する地域担当職員の配置、市民活動支援センターによる市民活動の組織化や運営の支援、地域・NPOなどによる地域に密着した施設の自主管理を支援します。

多様な主体が公共サービスを支えるための財政的な自立を促す取り組み

市民・地域・団体等への補助金の公開とその支出基準・手続・評価方法の明確化、地域包括的な補助金制度の導入、地域団体やNPO等が自立可能な事業委託を推進します。